



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 イフジ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 宗徳
(コード：2924、東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長 原 敬
(TEL. 092-938-4561)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 当社は事業領域の拡大に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の一部を変更するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。それらの取締役及び監査役についても、社内外を問わず有用な人材の招聘を継続的に行うことができるよう、またその期待できる役割を十分に発揮できるように、現行定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 農畜水産物の生産及び販売 (2) 農畜水産物の加工及び販売 (3) 肥料及び飼料の販売 (4) ~ (15) (条文省略)	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 農畜水産物の生産及び販売 (2) 農畜水産物の加工及び販売 (3) 肥料及び飼料の <u>加工及び</u> 販売 (4) ~ (15) (条文省略)
第 3 条~第 29 条 (条文省略)	第 3 条~第 29 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 30 条 (条文省略)	第 30 条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。	2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

<p>第 31 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第 41 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第 41 条～第 47 条 (現行どおり)</p>
--	--

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上